

第 2 章

男女共同参画社会形成をめぐる動き

1 計画の社会的背景

(1) 少子高齢化の進展と家族構成の変化

2005年（平成17年）の国勢調査による花巻市（以下、統計数値は旧1市3町合計）の65歳以上人口比率は、25.8%で、県平均の24.5%を上回り、年々増加傾向にあります。

高齢化の進行は、労働力の低下や公的年金・介護サービスといった社会的扶養に関する負担の増大など、社会の活力の低下と経済の停滞をもたらすことが懸念されています。

また、高齢者の介護が主に女性によって担われている現状があることから、本格的な高齢社会を迎える際へ、介護への男性の参画を促すなど社会的な支援体制の整備が求められています。

高齢期を健康で充実して過ごすためには、日頃の健康管理とそれに対する社会的な支援が必要です。さらに高齢者がその意欲と能力に応じて社会参画できるような環境整備が課題です。

一方、女性が生涯に産む子どもの数（*合計特殊出生率）についてみると、2005年（平成17年）の花巻市の値は1.38人で、全国の1.26人を上回るものの、県の1.41人を下回り、1998年（平成10年）の1.57人と比較して減少が進んでいます。

出生率低下の背景には、晩婚化、子育てにかかる経済的・心理的負担、仕事と子育ての両立の難しさなど様々な問題が指摘されています。

また、全国的に産科医・小児科医の不足が社会問題となっている中、花巻市も同様の問題を抱えており、安心して子どもを産み育てるための医療体制の充実が求められています。

少子化は、今後も継続するものとみられ、小家族化・高齢化が急速に進展する中で、育児や介護など、家族の構成員としての責任を男女がともに担い、社会全体が支援する体制を構築する必要があります。

一方で、ひとり親世帯や高齢単身世帯など、家族の形態も変化しており、それらに対応した家事・子育て・介護等の支援サービスの提供が求められています。

※「合計特殊出生率」

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が生涯に産む子どもの数を推計した値です。

(2) 雇用を取り巻く状況の変化

長期に及んだ経済不況の影響により雇用環境は厳しい状況が残るもの、平成17年度の花巻公共職業安定所管内の^{*1}有効求人倍率は0.62倍（前年度0.53倍）、就職率は48.1%（前年46.5%）とわずかながら改善の傾向にあります。

2005年（平成17年）の国勢調査による花巻市の産業別就業者の割合は、第一次産業が15.5%、第二次産業が27.4%、第三次産業が56.7%となっており、経済のソフト化・サービス化が進む中、第三次産業の占める割合は、今後ますます増大していくものと考えられます。

また、2005年（平成17年）の花巻市における女性の就業人口は、24,241人で、男女別構成比でみると女性の割合は、45.1%となっていますが、パートタイム労働や派遣労働等の非正規雇用者が増加しており、就業形態の多様化がみられます。

労働条件についてみると、2005年（平成17年）の賃金構造基本統計による岩手県内の女性の^{※2}所定内給与額は190,200円で、男性の賃金額の71.8%の水準にとどまっています。

女性を取り巻く労働環境は、^{※3}育児・介護休業法の施行や^{※4}男女雇用機会均等法の改正により改善されてきていますが、募集・採用の運用、職域の制限、昇進・昇格や賃金などの面で男女間の格差が依然としてみられることから、実質的な男女均等が確保され、女性の能力が十分に発揮できるような雇用環境の整備に向け、一層の取り組みが必要です。

また、働く男女が仕事と家庭を両立できるよう、職場や地域社会において、^{※5}家族的責任を男女が共に担うという意識を高めるとともに、働き方の見直しを進め、育児・介護休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境、育児や介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備が求められています。

※ 1 「有効求人倍率」

公共職業安定所に登録された有効期限内（通常2ヶ月間）の求人数を有効求職者数で割った数値で、求職者一人に対し、どの位の求人があるかという割合。

※ 2 「所定内給与額」

あらかじめ定められた支給条件や算定方法によりきまって支給する給与から超過勤務手当等を除いたものです。

※ 3 「育児・介護休業法」

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）

育児や介護を行う労働者が仕事と家庭の両立が図られるよう、育児休業・介護休業・看護休暇制度や勤務時間等に関し、事業主が行うべき事項について定めています。

※ 4 「男女雇用機会均等法」

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）

雇用の分野において、男女が均等な機会と待遇を確保されることを目的に、性別による採用、昇給、昇進等の差別の禁止や、職場におけるセクシュアルハラスメントの防止などを定めています。

※ 5 「家族的責任」

育児や介護など援助が必要な近親に対する責任のことをいいます。家族的責任は男女平等に分担すべきであり、その責任を担うことによって職業上差別されることがあつてならないというのが、国際的に認められた考え方です。この考え方方に立ったILO条約を日本は批准しています。（この計画の中では育児や介護だけではなく、家事も含めて家族的責任と考えます。）

2 世界・国・県・市の動向

(1) 世界と国内の動き

		世界（国連）の動き	国 内 の 動 き
国連婦人の10年 1976～1985	1975年(昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年（目標：平等、発展、平和） ・国際婦人年世界会議（メキシコシティ）「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進会議開催
	1977年(昭和52年)		・「国内行動計画」策定
	1979年(昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択 	
	1980年(昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年」中間年世界会議（コペンハーゲン）「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択 	
	1981年(昭和56年)		・「国内行動計画後期重点目標」策定
	1985年(昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議（西暦2000年に向けての）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国籍法」改正 ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准
	1987年(昭和62年)		・西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
	1991年(平成3年)		・「育児休業法」公布
	1994年(平成6年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置（政令） ・男女共同参画推進本部設置
	1995年(平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議—平等、開発、平和のための行動（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択 	・「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化）
	1996年(平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定
	1997年(平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会設置（法律） ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「介護保険法」公布
	1999年(平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「食料・農業・農村基本法」
	2000年(平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク） 	・「男女共同参画基本計画」策定
	2001年(平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議設置 ・男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行
	2004年(平成16年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正及び同法に基づく基本方針の策定
	2005年(平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）（ニューヨーク） 	・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定

(2) 岩手県の動き

岩手県では、1978年（昭和53年）に「岩手婦人対策の方向」を策定し、1988年（昭和63年）には、「新岩手婦人対策の方向」を策定し、女性の地位向上と社会参加を進めるための施策を推進してきました。

1992年（平成4年）に「いわて女性さわやかプラン」を策定し、さらに1996年（平成8年）には平成12年度までの後期具体的施策が策定され、男女共同参画社会の実現を目指した諸施策の充実が図られました。

また、2000年（平成12年）には、男女共同参画社会基本法の制定を踏まえ、21世紀初頭を展望した総合的な計画として、「いわて男女共同参画プラン」を策定しました。

さらに、2002年（平成14年）、県が男女共同参画施策を推進するための根拠を明確にするため、「岩手県男女共同参画推進条例」が制定され、知事を本部長とする「岩手県男女共同参画推進本部」が設置されました。

この間、国内では、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」、「次世代育成支援対策推進法」の制定など、男女共同参画の推進に大きな展開が見られたことから、このような法令、制度との整合を図り、男女共同参画施策をより総合的かつ効果的に推進するため、プランの見直しを行うこととし、2005年（平成17年）に「いわて男女共同参画プラン（改定版）」を策定しました。

(3) 花巻市の動き

花巻市は、2006年（平成18年）1月1日に花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町の1市3町が、合併して誕生しました。

合併前の旧花巻市においては、2000年（平成12年）に男女共同参画基本計画「パートナーシップ創造プラン・はなまき」を策定し、2002年（平成14年）には、「花巻市男女共同参画推進条例」を制定しました。また、旧東和町においては、2002年（平成14年）に男女共同参画基本計画「男女共生まほろばプラン」を策定するなど、合併前の各市町において、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してきました。

新しい花巻市においても、合併と同時に「花巻市男女共同参画推進条例」を制定し、男女が対等なパートナーとして生き生きと暮らすことができる活力あるまちを築いていくこととした。

そして、2007年（平成19年）3月、市が各種施策を計画的に実施するための指針として、また、日常生活において市民・地域・事業者等がそれぞれの立場で自発的な活動を促すための指針として「基本計画」を策定しました。

花巻市の基本データ

（平成17年国勢調査より）

	花巻市	旧花巻市	旧大迫町	旧石鳥谷町	旧東和町
人口 （総数）	105,028	72,407	6,585	15,982	10,054
（男性）	50,020	34,627	3,135	7,455	4,803
（女性）	55,008	37,780	3,450	8,527	5,251
世帯数	33,451	24,238	1,905	4,385	2,923
人口密度 (人/km ²)	115.6	187.9	26.7	134.8	63.8
面積 (km ²)	908.32	385.40	246.84	118.57	157.51